



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1048	一般競争入札による落札者の決定	(消防保安課).....	1
1049	和歌山県人口調査の実施	(調査統計課).....	2
1050	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	2
1051	生活保護法による指定介護機関の変更	(福祉保健総務課).....	3
1052	生活保護法による指定介護機関の廃止	(").....	3
1053	生活保護法による施術機関の指定	(").....	3
1054	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	(長寿社会課).....	4
1055	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(").....	4
1056	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課).....	5
1057	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
1058	道路の供用開始	(").....	5

○ 選挙管理委員会告示

86	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正	6
----	--	-------	---

告 示

和歌山県告示第1048号

和歌山県消防救急デジタル無線広域・共同整備事業の契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年8月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
消防救急デジタル無線広域・共同整備及び保守管理業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部危機管理局消防保安課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成25年8月5日
- 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社和歌山支店
和歌山市六番丁5
- 落札金額
4,179,000,000円(うち消費税及び地方消費税の額199,000,000円)

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年6月18日

和歌山県告示第1049号

和歌山県統計調査条例（平成21年和歌山県条例第22号）第3条の規定により、和歌山県人口調査を次のとおり実施する。

平成25年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査の名称及び目的
 - (1) 名称
和歌山県人口調査
 - (2) 目的
統計法（平成19年法律第53号）に基づく国勢調査の実施以後、次の国勢調査実施までの中間年次における人口、世帯数等の移動状況を調査し、県及び市町村の人口の推移を明らかにするとともに、各種行政施策の基礎資料に供することを目的とする。
- 2 調査対象の範囲
県内に住所を有する者
- 3 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
男女別出生及び死亡者数、男女別転入者数及び従前の住所地、男女別転出者数及び転出先の住所地並びに世帯数
 - (2) 基準となる期間
前期調査にあつては4月1日から9月30日まで、後期調査にあつては10月1日から3月31日までとする。
- 4 報告を求める者
市町村
- 5 報告を求めるために用いる方法
電子メール
- 6 報告を求める期間
前期調査にあつては10月、後期調査にあつては4月とする。

和歌山県告示第1050号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年9月17日まで縦覧に供する。

平成25年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成25年7月17日
- 2 名称
特定非営利活動法人マイ・ダイレクション
- 3 代表者の氏名

奥田雅哉

- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県岩出市金池378番2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、留学を希望する者に対して、留学情報および留学資金収集に関する情報提供および、募った寄付を元に低所得家庭を対象に返金不要の奨学金提供事業を行い、全ての国民に留学の機会を与え、日本の国際化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1051号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年8月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター御坊	御坊市菌42-7	訪問介護・介護予防訪問介護・福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売・居宅介護支援	指定事業所の名称	アイリスケアセンター御坊	ニチイケアセンター御坊	平成19.4.1

和歌山県告示第1052号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年8月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター御坊	御坊市菌42-7	福祉用具貸与	平成19.4.30
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター御坊	御坊市菌42-7	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与	平成19.4.30

和歌山県告示第1053号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定にお

いてその例によるものとされる場合を含む。)により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年8月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋柔 25-25	足立知聡	すまいる鍼灸整骨院	橋本市胡麻生353-1 オレンジタウン内	平成 25.7.22

和歌山県告示第1054号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成25年8月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日	指 定 の 有 効 期 間 の 満 了 の 日
3071800407	株式会社SIN	介護支援心	岩出市西国分34-1	居宅介護支援	平成 25.8.1	平成 31.7.31
3071001006	株式会社楽園	ライフ・パル	橋本市胡麻生467番	居宅介護支援	平成 25.8.1	平成 31.7.31
3071000990	株式会社メディカルサービスあゆみ	居宅介護支援事業所花ごよみ	橋本市東家5丁目3番12号	居宅介護支援	平成 25.8.1	平成 31.7.31
3071601219	ありだ農業協同組合	JAありだケアプランセンター	有田郡有田川町大字天満47-1	居宅介護支援	平成 25.8.1	平成 31.7.31

和歌山県告示第1055号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成25年8月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日	指 定 の 有 効 期 間 の 満 了 の 日
3071000982	株式会社メディカルサービスあゆみ	ヘルパーステーション花ごよみ	橋本市東家5丁目3番12号	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 25.8.1	平成 31.7.31
3071500577	株式会社愛里巢	愛里巢	有田市箕島861	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 25.8.1	平成 31.7.31
3062290162	株式会社Link	訪問看護ステーション和	田辺市上の山2丁目15-45	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 25.8.1	平成 31.7.31
3072401106	株式会社ひだまり	デイサービスセンターひだまりの華	西牟婁郡上富田町岡1番地	通所介護・介護予防通所介護	平成 25.8.1	平成 31.7.31

30714010 81	紀州エア・ウォーター 株式会社	紀州エア・ウォーター 株式会社愛らんど 海南	海南市名高476	福祉用具貸与 ・特定福祉用 具販売・介護 予防福祉用具 貸与・特定介 護予防福祉用 具販売	平成 25. 8. 1	平成 31. 7. 31
----------------	--------------------	------------------------------	----------	---	----------------	-----------------

和歌山県告示第1056号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成25年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
紀州日高漁業協同組合の地区	御坊市塩屋町南塩屋に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	南塩屋一本釣

和歌山県告示第1057号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市横座字花房垣内207番3地 先から同市横座字寺垣内138番1 地先まで	旧	4. 35 } 11. 02	137. 65	
同上	新	11. 90 } 54. 30	137. 65	

和歌山県告示第1058号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 橋本市横座字花房垣内207番3地先から同市横座字寺垣内138番1地先まで

供用開始の期日 平成25年8月20日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第86号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年8月20日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

第1項の表中 「医療法人やすだ 堀口記念病院 神田病院」 和歌山市湊本町三丁目4番地1 和歌山市雑賀屋町5番地 を 「医療法 堀」

人やすだ 堀口記念病院 和歌山市湊本町三丁目4番地1 に改める。